



安中市 令和4年5月定例記者発表

## 安中市テレワーク拠点開設支援補助金について

市では、市外企業等が市内において、新たにテレワーク拠点を開設する際の物件の家賃や物件取得にかかる費用の一部を補助しています（令和3年度から継続実施）。

### 1. 対象

- 市外に本社、本店、主たる事業所等を有する事業者
- 市内において、テレワークを実施するための物件を購入、また賃借し、そのオフィスにおいて6か月以上テレワーク業務を実施していることなど

### 2. 補助額

- テレワークオフィスの購入  
購入費用に50%を乗じた額で上限40万円
  - テレワークオフィスの賃貸  
物件の賃借料（敷金、礼金、管理費用等は除く）の6ヶ月分に50%を乗じた額で、上限20万円
- ※上記、いずれも、国や県等から同様の補助金、助成金等を受けている場合は対象外

### 3. 交付申請について

テレワークオフィス開設後に交付認定申請を受け、6か月間、業務を実施した後に補助金を申請。申請は、随時受け付けています。

※事業の詳細や申請用紙は、市のホームページにて掲載中です

#### 問い合わせ先

- ・産業観光部観光経済課
- ・担当：商工労働係
- ・電話：027-382-1111
- ・内線：2630